



熊本県公報

第 1 2 3 7 2 号

平成 26 年 11 月 28 日 (金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定施術機関の指定…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法に基づく指定施術機関の指定…………… (//) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定…………… (//) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の事業の休止…………… (//) 2
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (くらしの安全推進課) 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 2
- 臨時種畜検査の実施…………… (畜産課) 3
- 漁船保険付保義務の消滅 (畠口加入区・五和町加入区)…………… (団体支援課) 3
- 公衆浴場入浴料金の統制額の指定…………… (薬務衛生課) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用開始…………… (//) 4
- 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱…………… (管理調達課) 4

公 告

- 平成 26 年度ふぐ処理師試験の実施…………… (健康危機管理課) 14
- 道路の位置指定…………… (建築課) 15
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 16
- 道路の位置指定…………… (//) 16
- 道路の位置指定…………… (//) 16

登 載 依 頼

- 有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表…………… (有明海自動車航送船組合) 16
- 政治資金収支報告書の要旨の公表…………… (選挙管理委員会) 28

告 示

熊本県告示第 1 1 1 9 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 55 条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) 第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。) の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第 55 条の 3 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。) の規定により告示する。

平成 26 年 11 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(あん摩マッサージ指圧師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
築地 広幸	築地訪問マッサージ	水俣市大黒町 2-2-6	平成 26 年 9 月 1 日
田原 直樹	築地訪問マッサージ	水俣市大黒町 2-2-6	平成 26 年 9 月 1 日

熊本県告示第 1 1 2 0 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 55 条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) 第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。) の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第 55 条の 3 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。) の規定により告示する。

平成 26 年 11 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(あん摩マッサージ指圧師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
副島 明彦	松橋治療院	宇城市松橋町曲野4-2	平成26年9月12日

熊本県告示第1121号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成26年11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
合志整形外科内科医院	合志市須屋2789-2	平成26年7月29日

(調剤)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
クスノキ薬局 御薬園店	人吉市七地町20-5	平成26年9月1日

熊本県告示第1122号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成26年11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
厚生クリニック	天草市諏訪町1番1号	平成26年8月31日

熊本県告示第1123号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成26年11月17日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成26年11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	女教師 秘密の放課後（オーピー） 若妻生け捕り折檻（オーピー） 聖処女縛り（新東宝） 変態夫婦 とろける寝室（オーピー） 隣の団地妻 真昼の密交（オーピー） 尼寺 姦淫姉妹（新東宝） いんらんな女神たち（オーピー） 真夜中の不倫妻（オーピー） 喪服未亡人 四十九日の情事（オーピー） 豊乳教師 おあずけ補習（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第1124号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により特定行為業務事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条

の8の規定により次のとおり公示する。
平成26年11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録年月日	登録年月日	サービスの種類
センターガーデン株式会社 宇土市下網田町 1876番地2	住宅型有料老人ホーム 愛敬 西岡台 宇土市神馬町7 01番地2	431100205	2014年1月18日	有料老人ホーム

熊本県告示第1125号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により公表する。
平成26年11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 検査の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため。
- 2 検査の対象家畜
牛 2頭
- 3 検査の期日及び場所

検査の期日	検査の場所
平成26年12月24日（水）	熊本県農業研究センター 合志市栄3801

熊本県告示第1126号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成22年11月26日熊本県告示第1064号及び同日熊本県告示第1065号で公示した畠口加入区及び五和町加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成26年11月25日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。
平成26年11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第1127号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、平成26年12月1日から施行する。
なお、平成19年1月24日熊本県告示第72号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、平成26年11月30日限り廃止する。
平成26年11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 公衆浴場入浴料金の統制額

区 分	大人（12歳以上の者） 1人	中人（6歳以上12歳未満の者） 1人	小人（6歳未満の者） 1人
統制額	400円	150円	80円

- 2 熊本県公衆浴場基準条例（昭和40年熊本県条例第46号）第2条第2号に規定するその他の公衆浴場の入浴料金については、前項の規定は、適用しない。

熊本県告示第1128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成26年11月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成26年11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	三本松甲佐線	下益城郡美里町畝野字城屋敷 629番1地先から 下益城郡美里町畝野字水口 832番1地先まで	前	4.2 ～ 13.0	216.0	旧道移管
		下益城郡美里町畝野字水口 795番1地先から 同所 835番3地先まで		7.8 ～ 28.6		
		下益城郡美里町畝野字水口 795番1地先から 同所 835番3地先まで	後	7.8 ～ 28.6	197.8	

2 区域を変更する期日 平成26年11月28日

熊本県告示第1129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年11月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	上漆田東間下線	人吉市蟹作町字西並木 85番1地先から 同所 144番4地先まで	164.0	防交 (改築)

2 供用を開始する期日 平成26年12月2日

熊本県告示第1130号

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第167条の4第1項」の次に「第1号及び第2号」を加え、「規定する」を「該当する」に改め、同項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 社会保険等加入状況確認書（別記第10号様式）

第4条第1号中「第167条の4第1項」の次に「各号のいずれか」を加え、「規定する」を「該当する」に改める。

第5条第2項中「別記第10号様式」を「別記第11号様式」に改める。

第9条中「別記第11号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条第1号中「第167条の4第1項」の次に「各号に掲げる者のいずれか」を加え、「規定する者に」を削る。

第10条第1項中「第167条の4第1項」の次に「各号に掲げる者のいずれか」を加え、「規定する者に」を削る。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第3条関係)

業務区分	<input type="checkbox"/> 物 品	申請区分	<input type="checkbox"/> 新 規	登録番号【500000】
	<input type="checkbox"/> 業務委託等		<input type="checkbox"/> 更 新	

競争入札参加資格審査申請書

熊本県知事 様

平成 年 月 日

熊本県が行う物品の購入(製造及び修理を含む。)及び業務委託(建設工事関係を除く。)に係る競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

I 申請者(本店の情報を記載してください。)

郵便番号	〒				
住所					
(フリガナ) 商号又は名称					
(フリガナ) 代表者職氏名	(職名)	(氏名)			実印
電話番号			FAX番号		
Eメールアドレス					

II 代理人(別記第3号様式に掲げる委任事項の一切の権限を委任する場合に記載してください。)

郵便番号	〒				
住所					
(フリガナ) 支店・営業所名					
(フリガナ) 代表者職氏名	(職名)	(氏名)			
電話番号			FAX番号		
Eメールアドレス					

III 連絡先(申請書の作成責任者を記載してください。)

担当部署		担当者名		TEL		FAX	
------	--	------	--	-----	--	-----	--

【添付書類】(※は原本を添付し、(○)は該当がある場合のみ提出すること。)

書類名	法人	個人	書類名	法人	個人
①履歴事項全部証明書※	○		⑪契約実績一覧	(○)	(○)
②法務局の証明書※		○	⑫許認可・資格免許一覧	(○)	(○)
③身分証明書※		○	⑬印刷関係設備調査表	(○)	(○)
④印鑑(登録)証明書※	○	○	⑭役員の一覧表	○	○
⑤納税証明書(消費税及び地方消費税)※	○	○	⑮誓約書	○	○
⑥納税証明書(県税)※	○	○	⑯個人住民税滞納徴収手続確認・開始誓約書	○	○
⑦財務諸表(損益計算書、貸借対照表)	○	(○)	⑰社会保険等加入状況確認書	○	○
⑧所得税の確定申告書		○	⑱封筒及び葉書	○	○
⑨使用印鑑届	○	○	⑲宛名及び代金の受領方法の申出書	○	○
⑩委任状	(○)				

IV 経営の状況等

(千円)

1 売上高	営業種目		前年度決算額	前々年度決算額	平均売上高
		物品計①			
	② 業務委託				
			業務委託計②		
	その他③				
	総計(①+②+③)				

(人)

2 従業員数	常時雇用従業員数		うち障がい者雇用人数	
--------	----------	--	------------	--

(千円)

3 自己資本比率	自己資本額	
	総資本額	

(千円)

4 流動比率	流動資産	
	流動負債	

5 営業年数	①創業年月日	明・大・昭・平	年	月	日
	②休業・転廃業期間	年間	③営業年数(①-②)	年	

6 ISO取得等	<input type="checkbox"/> ISOシリーズ	<input type="checkbox"/> エコアクション21
----------	----------------------------------	------------------------------------

7 育児休業及び介護休業制度の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
-------------------	----------------------------	----------------------------

8 熊本県内本店について	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない (熊本県内に支店、営業所等の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)
--------------	-------------------------------	--

V 参加を希望する営業種目

【物品】

※希望業種欄に○、希望地域欄に下記の地域コードを記入してください。

第1分類	第2分類	希望業種	希望地域	第1分類	第2分類	希望業種	希望地域
(1) 印刷類 (別記第6号様式の提出が必要です。) その他の場合は内容を記入→	① 鉛字複写・コピー			(9) 車両・船舶 ・航空機類	① 車両販売		
	② オフセット印刷				② 船舶製造・販売		
	③ フォーム印刷				③ 車両・船舶整備		
	④ 地図印刷				④ 車両・船舶付属品販売		
	⑤ 特殊印刷				⑤ 航空機部品販売・整備		
	⑥ その他の印刷 (内容:)				① 写真・カメラ等		
(2) 文具・事務機類	① 紙			② 家電製品			
	② 文具・事務機器			③ 電気・通信機器			
	③ 印章			④ OA機器・ソフトウェア等			
	④ 書籍			⑤ 工作機器			
(3) 家具類	① 家具			⑥ 建設機器			
	② 室内装飾			⑦ 農林水産機器			
	③ 畳			⑧ 厨房機器			
(4) 楽器・運動用品類	① 楽器			⑨ 空調設備			
	② 運動用品			⑩ 理化学機器			
(5) 被服・繊維製品類	① 袴・褌・雨蓑			⑪ 医療・介護用機器			
	② 旗・染物等			⑫ 防災・消防機器			
	③ 寝具			⑬ その他の機器 (内容:)			
	④ 靴			① 学校教材			
(6) 看板・資材類	① 看板			② 装品類			
	② 道路標識			③ 肥料・飼料・畜産			
	③ 土工用資材			④ 警察用品			
(7) 雑貨類	① 記念品・贈答品			⑤ その他の物品 (内容:)			
	② 洗剤・鋳物・雑貨						
	③ ゴム・ビニール製品						
(8) 電力・燃料類 その他の場合は内容を記入→	① 電力						
	② 石油製品・ガス						
	③ その他 (内容:)						
				(10) 機械・器具類			
				その他の場合は内容を記入→			
				(11) その他			
				その他の場合は内容を記入→			

地域コード表

全県 ;01	熊本市内 ;02	宇城(宇土市、宇城市、下益城郡) ;03	玉名(荒尾市、玉名市、玉名郡) ;04
山鹿市 ;05	菊池(菊池市、合志市、菊池郡) ;06	阿蘇(阿蘇市、阿蘇郡) ;07	上益城(上益城郡) ;08
八代(八代市、八代郡) ;09	芦北(永徳市、葦北郡) ;10	球磨(人吉市、球磨郡) ;11	天草(上天草市、天草市、天草郡) ;12

【業務委託等】

※希望業種欄に○、希望地域欄に下記の地域コードを記入してください。

第1分類	第2分類	希望業種	希望地域	第1分類	第2分類	希望業種	希望地域
(1)庁舎管理 その他の場合は内容を記入→	①電話交換業務			(9)環境関係測定機器保守	①大気汚染観測機器		
	②庁舎清掃				②水質汚濁観測機器		
	③庁舎衛生管理				③地下水位観測機器		
	④その他庁舎管理 (内容:)				①防災通信施設保守		
(2)浄化槽管理	①浄化槽点検清掃			(10)機器保守	②研究機器等保守		
(3)樹木保護管理	①樹木保護管理				③OA機器保守		
(4)建物設備管理	①設備機器運転監視				その他の場合は内容を記入→	④信号機保守	
	②エレベータ保守					⑤その他機器保守 (内容:)	
	③消防用設備保守					(11)	①企画・制作
	④自動ドア保守			広報・広告業務		②映画・ビデオ制作	
	⑤消火用電工作務保守			(12)	①企画・運營業務		
	⑥空調設備保守			催事関係業務	②会場設営		
	⑦ボイラー保守			(13)	①一般廃棄物収集運搬、処分		
(5)警備	①機械警備			廃棄物処理業務	②産業廃棄物収集運搬、処分		
	②人的警備				③特別清掃等業務委託業務運搬、処分		
(6)検査業務 その他の場合は内容を記入→	①水質検査			(14)運送業務	①運送業務		
	②ダイオキシン類検査			(15)給食業務	①給食業務		
	③大気検査			(16)クリーニング	①クリーニング		
	④土壌分析			(17)情報処理業務	①情報システム全般の設計、開発、維持管理		
	⑤健康診断業務				②電子計算機用データ入力		
⑥その他検査業務 (内容:)			③ホームページ制作・維持管理				
			④その他の情報処理業務 (内容:)				
(7)調査業務 その他の場合は内容を記入→	①都市計画関係調査			その他の場合は内容を記入→	(18)リース・レンタル	①OA機器類	
	②交通関係調査					②複写サービス	
	③不動産等鑑定調査					③その他のリース・レンタル (内容:)	
	④環境アセスメント調査					(19)研修業務	①研修業務
	⑤市場・世論調査			(20)その他 内容を記入→	①その他の業務委託 (内容:)		
	⑥航空写真撮影						
	⑦森林関係調査						
⑧その他の調査 (内容:)							
(8)文化財調査	①埋蔵文化財発掘調査						
	②文化財修復業務						

地域コード表

全県 ;01	熊本市内 ;02	宇城(宇土市、宇城市、下益城郡) ;03	玉名(荒尾市、玉名市、玉名郡) ;04
山鹿市 ;05	菊池(菊池市、合志市、菊池郡) ;06	阿蘇系(阿蘇市、阿蘇郡) ;07	上益城(上益城郡) ;08
八代(八代市、八代郡) ;09	芦北(水俣市、葦北郡) ;10	球磨(人吉市、球磨郡) ;11	天草(上天草市、天草市、天草郡) ;12

別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式(第3条関係)

誓 約 書

不適正な事務処理に関して

- 1 県の職員から架空の請求書の作成、納品書と異なる物品の納入など、不適正な事務処理を依頼された場合は断固拒否します。
- 2 上記のような依頼があった場合には、出納局管理調達課へ通報します。
- 3 県が不適正な事務処理に係る調査等を実施する際には、県が調達した物品、委託等に係る関係書類、帳簿等を提供するなど、全面的に協力します。

熊本県暴力団排除条例及び地方自治法施行令に関して

私(法人の場合は商号)は、熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者、及び地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当しないことを誓約します。

本誓約を守らないときは、競争入札参加資格を取消されることになっても異議はありません。

以上のとおり誓約します。

平成 年 月 日

住所(所在地)
商号又は名称
代表者職氏名

実印

熊本県知事

様

別記第12号様式を別記第13号様式とし、別記第11号様式を別記第12号様式とし、別記第10号様式を別記第11号様式とし、別記第9号様式の次に次の1様式を加える。

別記第10号様式(第3条関係)

社会保険等加入状況確認書

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者職氏名

実印

名称			左記事業所の従業員数 ()
	健康保険	厚生年金	雇用保険
加入状況			
事業所整理記号等			

領収証書(写)貼付箇所 (のりしろ)

【社会保険等に加入していない理由】

	理由
健康保険	<input type="checkbox"/> 従業員5人未満の個人事業所であるため、加入義務がありません。 <input type="checkbox"/> その他()
厚生年金	<input type="checkbox"/> 従業員5人未満の個人事業所であるため、加入義務がありません。 <input type="checkbox"/> その他()
雇用保険	<input type="checkbox"/> 従業員がいないため、加入義務がありません。 <input type="checkbox"/> その他()

【注意事項】

- 「名称」の欄には、本店・支店等の名称を記載すること。
- 「従業員数」の欄には、法人にあってはその役員、個人にあっては事業主を含む全従業員数を記載すること。
 なお、()内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数をうち数として記載すること。
- 「加入状況」の各保険の欄には、届出を行っている場合は「1」を、届出を行っていない場合は「2」を、適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 「事業所整理記号等」の「健康保険」及び「厚生年金」の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄には、労働保険番号を記載すること。
- 「加入状況」で「2」又は「3」とした場合は、各保険の該当する理由の口欄にシ点を付けること。
 なお、その他に該当する場合は、理由を具体的に記載すること。

別表を次のように改める。

許認可・免許等一覧（物品）

第1分類	第2分類	必要な許可・認可・登録等
(1)印刷類	①青写真焼付・コピー	
	②オフセット印刷	
	③フォーム印刷	
	④地図印刷	
	⑤特殊印刷	
	⑥その他の印刷	
(2)文具・事務機類	①紙	
	②文具・事務機器	
	③印章	
	④書籍	
(3)家具類	①家具	
	②室内装飾	
	③畳	
(4)楽器・運動用品類	①楽器	
	②運動用品	
(5)被服・繊維製品類	①衣料・帽子・雨具等	
	②旗・染物等	
	③寝具	
	④靴	
(6)看板・資材類	①看板	
	②道路標識	
	③土木工事用資材	
(7)雑貨類	①記念品・贈答品	
	②荒物・金物・雑貨	
	③ゴム・ビニール製品	
(8)電力・燃料類	①電力	一般電気事業許可、特定規模電気事業開始届出
	②石油製品・ガス類	(ガソリン、軽油、灯油、重油) 石油製品販売業開始届出、揮発油販売業者登録(ガス) 液化石油ガス販売事業登録、高圧ガス製造許可、高圧ガス販売事業届出
	③その他	
(9)車両・船舶・航空	①車両販売	
	②船舶販売	
	③車両・船舶整備	(車両整備) 自動車分解整備事業認証
	④車両・船舶付属品販売	
	⑤航空機部品販売・整備	(航空機整備) 航空機整備改造認定事業場
(10)機械・器具類	①写真・カメラ等	
	②家電製品	
	③電気・通信機器	
	④OA 機器・ソフトウェア	
	⑤工作機器	
	⑥建設機器	
	⑦農林水産機器	
	⑧厨房機器	
	⑨空調設備	
	⑩理化学機器	

	①医療・介護用機器	高度管理医療機器等販売業許可証、管理医療機器販売業届出、一般医療機器製造販売業許可
	②防災・消防機器	
	③その他	
(11)その他	②薬品類	(医薬品) 薬局開設届、医薬品販売業許可証、医薬品製造業許可証、医薬部外品製造業許可証、医薬品輸入販売業許可証、毒物劇物販売業登録票、毒物劇物製造業登録票、毒物劇物輸入業登録票 (動物医薬品) 動物用医薬品店舗販売業、動物用医薬品特例販売業 (農薬) 農薬販売業届受理証
	③肥料・飼料・種苗	(肥料) 肥料販売業務開始届出書 (飼料) 飼料販売業者届出
	④警察用品	
	⑤その他	

許認可・免許等一覧[業務委託]

第1分類	第2分類	必要な許可・認可・登録等
(1) 庁舎管理	①電話交換業務	
	②庁舎清掃	建築物環境衛生管理事業県知事登録 (清掃、環境衛生総合管理のいずれか)
	③庁舎衛生管理	建築物環境衛生管理事業県知事登録 (空気環境測定業、空気調和用ダクト清掃業、飲料水水質検査業、飲料水貯水槽清掃業、排水管清掃業、ねずみ昆虫等防除業、環境衛生総合管理業)のうちいずれか
	④その他庁舎管理	
(2) 浄化槽管理	①浄化槽点検清掃	(点検)浄化槽保守点検業者登録 (清掃)浄化槽清掃業者許可
(3) 樹木保護管理	①樹木保護管理	
(4) 建物設備管理	①設備機器運転監視	
	②エレベータ保守	昇降機検査資格
	③消防用設備保守	消防設備士免許
	④自動ドア保守	
	⑤家用電気工作物保守	電気主任技術者免許
	⑥空調設備保守	
	⑦ボイラー保守	(小型ボイラー、小規模ボイラーを除くボイラー整備)ボイラー整備士免許 (保守点検)ボイラー技士免許
(5) 警備	①機械警備	機械警備業届出及び警備業認定
	②人的警備	警備業認定、営業所設置届(県外本店のみ)
(6) 検査業務	①水質検査	
	②ダイオキシン類検査	
	③大気検査	
	④土壌分析	
	⑤健康診断業務	病院開設許可、又は診療所開設届
	⑥その他検査業務	
(7) 調査業務	①都市計画関係調査	
	②交通関係調査	
	③不動産等鑑定調査	(土地家屋調査) 土地家屋調査士登録 (不動産鑑定) 不動産鑑定士、不動産鑑定業登録
	④環境アセスメント調査	
	⑤市場・世論調査	
	⑥航空写真撮影	
	⑦森林関係調査	

	⑧その他の調査	
(8)文化財調査	①埋蔵文化財発掘調査	
	②文化財修復業務	
(9)環境関係測定機器保守	①大気汚染観測機器	
	②水質汚濁観測機器	
	③地下水位観測機器	
(10)機器保守	①防災通信施設保守	
	②研究機器等保守	
	③OA機器保守	
	④信号機保守	
	⑤その他機器保守	
(11)広報・広告業務	①企画・制作	
	②映画・ビデオ製作	
(12)催事関係業務	①企画・運営業務	
	②会場設営	
(13)廃棄物処理業務	①一般廃棄物収集運搬、処分	(収集・運搬)一般廃棄物収集運搬業許可 (処分)一般廃棄物処分業許可
	②産業廃棄物収集運搬、処分	(収集・運搬)産業廃棄物収集運搬業許可 (処分)産業廃棄物処分業許可
	③特別管理産業廃棄物収集運搬、処分	(収集・運搬)特別管理産業廃棄物収集運搬業許可 (処分)特別管理産業廃棄物処分業許可
(14)運送業務	①運送業務	(旅客運送) 一般乗合自動車運送業許可、一般貸切旅客自動車運送業許可 (貨物運送) 一般貨物自動車運送業許可、特定貨物自動車運送事業許可、貨物軽自動車運送事業届出
(15)給食業務	①給食業務	(デリバリー方式給食)飲食店営業許可証
(16)クリーニング	①クリーニング	クリーニング所開設届
(17)情報処理業務	①情報システム全般の設計、開発、維持管理	
	②電子計算機用データ入力	
	③ホームページ制作・維持管理	
	④その他の情報処理業務	
(18)リース・レンタル	①OA機器類	
	②複写サービス	
	③その他のリース・レンタル	
(19)研修業務	①研修業務	
(20)その他	①その他	

附 則
この要綱は、公布の日から施行する。

公 告

熊本県公告第636号
熊本県ふぐ取扱条例（昭和33年熊本県条例第27号）第8条第3項の規定により平成26年度ふぐ処理師試験を次のように実施するので、同条第4項の規定により公告する。

平成26年11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験日時
平成27年2月1日午前9時
- 2 試験会場
熊本市中央区本荘町683番地2
専修学校常盤学院
- 3 試験科目
 - (1) 筆記試験
ア 公衆衛生学
イ 食品衛生学（ふぐの性状を含む。）
ウ 栄養学
エ 衛生関係法規
オ 調理理論
 - (2) 実地試験
ア 処理技術
イ 内臓鑑別
ウ 魚種鑑別
- 4 受験手続
 - (1) 提出書類
ア 受験願書
イ 履歴書
ウ 写真2葉（受験願書提出前3月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.5センチメートル、横2.6センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものとし、1葉を写真票に貼付すること。）
 - (2) 受験手数料
13,500円
 - (3) 受験の申込方法
試験を受けようとする者（以下「受験者」という。）は、関係書類に手数料13,500円分の熊本県証紙を添えて、熊本市に住所を有する者は熊本市保健所に、それ以外の者は最寄りの熊本県保健所に持参する方法により提出すること。ただし、受験者で県外に住所を有する者は、熊本県健康福祉部健康危機管理課（郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）に提出すること（郵送する場合は、現金書留によること。）。
 - (4) 受験願書の提出期間
受験願書の提出期間は、平成27年1月5日から平成27年1月15日までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする（熊本市保健所においては、午後5時までとする。）。なお、受験者で県外に住所を有する者が郵送する場合は、平成27年1月15日までの消印のあるものに限り受け付ける。
- 5 合格基準
 - (1) 筆記試験
5科目の合計得点が満点の6割以上であること。ただし、1科目でも満点の4割未満のものがある場合は、不合格とする。
 - (2) 実地試験
総得点が満点の8割以上であること。ただし、食用不可部位を食用と鑑別した場合及び生殖器（精巣・卵巣）の鑑別を誤った場合は、満点の8割以上であっても不合格とする。
- 6 合格発表等
 - (1) 合格者の発表は、平成27年2月17日午前10時に、県庁本館ロビー、県内各保健所、熊本市保健所及び県庁ホームページにて行う。
 - (2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。
- 7 その他
 - (1) 受験願書の請求及び試験についての照会は、各熊本県保健所、熊本市保健所又は熊本県健康福祉部健康危機管理課（電話096-333-2248（ダイヤルイン）又は096-383-1111 内線7081）に行うこと。
 - (2) 郵便による受験願書の請求は、82円切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒を同封し、各熊本県保健所、熊本市保健所又は熊本県健康福祉部健康危機管理課に請求すること。

熊本県公告第637号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成26年11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 葦北郡芦北町大字乙千屋583番地

- 2 築造者の氏名 宮嶋順子
- 3 道路の位置 葦北郡芦北町大字佐敷字向町374番36、同374番40及び同374番43
- 4 道路の幅員 4.00メートルから4.06メートルまで
- 5 道路の延長 69.26メートル
- 6 指定年月日 平成26年11月14日
- 7 指定番号 熊本県指令芦北維管調第70号

熊本県公告第638号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成26年11月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市宮内字六町11番1、同11番2の一部、同11番3、同11番4、同11番5、同11番6、同11番7、同11番8、同11番9、同市宮内出目字大門1091番1、同1091番7、同1091番10、同1091番11、同1091番12、同1091番13、同1091番15、同1091番16及び同1092番21、639.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
荒尾市大島103番地の2
有限会社日新商会

熊本県公告第639号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成26年11月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 荒尾市荒尾2320番地36
- 2 築造者の氏名 飯牟禮武
- 3 道路の位置 玉名市立願寺字松尾原1155番5、同1155番6、同1155番7、同1155番8、同1159番4及び同1159番5
- 4 道路の幅員 5.44メートルから6.00メートルまで
- 5 道路の延長 34.10メートル
- 6 指定年月日 平成26年11月11日
- 7 指定番号 熊本県指令玉名景建第46号

熊本県公告第640号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成26年11月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 宇土市馬之瀬町728番地の1
- 2 築造者の氏名 有限会社野添建設
- 3 道路の位置 宇土市古保里町字四度橋968番4
- 4 道路の幅員 4.02メートル
- 5 道路の延長 20.56メートル
- 6 指定年月日 平成26年11月18日
- 7 指定番号 熊本県指令宇城景建第25号

登載依頼**有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表（公告）**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2の規定により、有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類を次のとおり公表する。
平成26年11月28日

有明海自動車航送船組合
管理者 川崎 邦宏

- 1 有明海自動車航送船事業の平成26年度上半期（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）における業務の状況は、次のとおりである。

(1) 事業の概要

当期における輸送実績は、航送車両数 179,657 台、車両収入 396,479,130 円、同乗旅客数 221,890 人、同乗旅客収入 80,778,620 円、一般旅客数 38,998 人、一般旅客収入 16,218,320 円である。

これを前年度同期と比較すると、航送車両数 9,542 台 (5.0%) の減、車両収入 45,753,110 円 (10.3%) の減、同乗旅客 11,944 人 (5.1%) の減、同乗旅客収入 4,453,210 円 (5.2%) の減、一般旅客数 2,991 人 (7.1%) の減、一般旅客収入 788,420 円 (4.6%) の減となる。

(2) 職員数 (平成 26 年 9 月 30 日現在)

一般職員 11 人

船舶職員 15 人

合計 26 人

(3) 条例、規則の制定改廃

なし

(4) 議会議決事項

なし

(5) 経理状況

ア 損益計算書 別表 1

イ 貸借対照表 別表 2

2 平成 25 年度有明海自動車航送船事業会計決算の概要

景気回復並びに「有明みらい」還元割引の効果や前年度に台風接近による度重なる欠航があったことで、年内は毎月前年度を上回る輸送台数を確保することが出来た。その後若干の減少があったものの、翌年度 4 月からの消費税率変更にもなう回数券の駆け込み購入もあり、前年度を大きく上回る輸送台数となった。

一方、支出面では、燃料費が前年度より引き続き上昇高止まりにあり、その他経費を圧迫することとなったが、健全化計画に基づき経費の削減を推進し、コスト削減等に努めた結果輸送台数の増もあり、黒字決算となった。

又、10 月から 11 月初めの約 2 か月間、九州新幹線新玉名駅と雲仙を結ぶ無料シャトルバスを運行、地元住民等にサービスの提供を図った。

(1) 平成 25 年度決算報告書 別表 3

(2) 平成 25 年度損益計算書 別表 4

(3) 平成 25 年度貸借対照表 別表 5

(4) 平成 25 年度企業債及び一時借入金の概況 別表 6

(5) 平成 25 年度固定資産明細書 別表 7

別表1

平成26年度有明海自動車航送船事業上半期損益計算書
(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)

単位：円

1	営業収益			
	(1) 運航収入	457,322,286		
	(2) 運航雑入	<u>4,900,884</u>	462,223,170	
2	営業費用			
	(1) 一般管理費	4,241,218		
	(2) 運航経費	352,913,113		
	(3) 運航管理費	<u>149,805,398</u>	<u>506,959,729</u>	
	営業利益			△44,736,559
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	1,633,156		
	(2) 雑収入	5,823,858		
	(3) 長期前受金戻入	82,320,555	89,777,569	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息	0		
	(2) 雑支出	0		
	(3) 雑損失	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>89,777,569</u>
	経常利益			<u>45,041,010</u>
	当期純利益			45,041,010
	当期繰越欠損金			<u>373,527,640</u>
	当期末処理欠損金			<u><u>328,486,630</u></u>

別表2

平成26年度有明海自動車航送船事業上半期貸借対照表
(平成26年9月30日)

単位：円

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ 船 舶	3,239,194,317		
減価償却累計額	<u>1,114,528,370</u>	2,124,665,948	
ロ 土 地		12,163,141	
ハ 建 物	736,894,008		
減価償却累計額	<u>287,252,043</u>	449,641,966	
ニ 構 築 物	230,628,370		
減価償却累計額	<u>189,716,413</u>	40,911,957	
ホ 機 械 装 置	3,840,400		
減価償却累計額	<u>3,648,380</u>	192,020	
ヘ 備 品	34,514,720		
減価償却累計額	<u>19,281,860</u>	15,232,860	
有形固定資産合計			2,642,807,891
(2) 無形固定資産			
イ 電 話 加 入 権		757,600	
ロ その他無形固定資産		<u>2,771,880</u>	
無形固定資産合計			3,529,480
(3) 投 資			
イ 出 資 金		30,000,000	
ロ 投資有価証券		<u>403,520,000</u>	
投資合計			<u>433,520,000</u>
固定資産合計			3,079,857,371
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		792,370,319	
(2) 未 収 金		5,015,536	
(3) 前 払 金		557,259	
(4) その他流動資産		22,865,303	
流動資産合計			<u>820,808,417</u>
資 産 合 計			<u>3,900,665,788</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債			
(1) 退職給与引当金		326,652,092	
(2) 修繕準備引当金		20,999,753	
(3) 長期借入金		300,000,000	
(4) 長期前受金		<u>1,640,590,445</u>	
固定負債合計			2,288,242,290
4 流 動 負 債			
(1) 未払金		17,662,161	
(2) 預り金		33,162,290	
(3) 賞与引当金		0	
(4) その他流動負債		<u>1,000,000</u>	
流動負債合計			<u>51,824,451</u>
負債合計			2,340,066,741

資 本 の 部

5 資 本 金			
(1) 自己資本金		1,855,650,000	
(2) 借入資本金			
イ 企 業 債	<u>0</u>		
借入資本金合計		<u>0</u>	
資本金合計			1,855,650,000
6 剰 余 金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	9,727,127		
ロ 工事負担金	800,000		
ハ 補助金	<u>22,908,550</u>		
資本剰余金合計		33,435,677	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	0		
ロ 利益積立金	0		
ハ 当期末処理欠損金	<u>328,486,630</u>		
利益剰余金合計		<u>△ 328,486,630</u>	
剰余金合計			<u>△ 295,050,953</u>
資本合計			<u>1,560,599,047</u>
負債資本合計			<u>3,900,665,788</u>

平成25年度決算報告書

別表3

1 収益的収入及び支出
収入

区分	予 算 額				決算額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当初 予算額	補正 予算額	地方公共 企業法第24 条第3項の 規定による 支出額に 係る財源 充当額	合 計			
第1款 事業収益	円 998,632,000	円 0	円 0	円 998,632,000	円 1,215,724,759	円 217,092,759	
第1項 営業収益	円 992,447,000	円 0	円 0	円 992,447,000	円 1,049,778,561	円 57,331,561	(うち、仮受消費税及び地方消費税 49,989,459円)
第2項 営業外収益	円 6,185,000	円 0	円 0	円 6,185,000	円 11,359,229	円 5,174,229	" 203,961円)
第3項 特別利益	円 0	円 0	円 0	円 0	円 154,586,969	円 154,586,969	" 7,361,284円)

支出

区分	予 算 額						決算額	不用額	備 考
	当初 予算額	補正 予算額	予備費 支出額	流用 増減額	地方公共 企業法第24 条第3項の 規定による 支出額	小 計			
第1款 事業費	円 977,825,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 977,825,000	円 981,170,343	円 △3,345,343	
第1項 営業費用	円 953,825,000	円 0	円 0	円 △1,240,000	円 0	円 952,585,000	円 955,945,435	円 △3,360,435	(うち、仮払消費税及び 地方消費税 28,729,933円)
第2項 営業外費用	円 4,000,000	円 0	円 20,000,000	円 1,240,000	円 0	円 25,240,000	円 25,224,908	円 15,092	(うち、" 0円、 差引増減 25,210,800円)
第3項 特別損失	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
第4項 予備費	円 20,000,000	円 0	円 △20,000,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

2 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法第26 条の規定による繰越 額に係る財源充当額	繰越費通次繰 越額に係る財 源充当額			
第1款 資本的収入	円 0	円 325,461,000	円 325,461,000	円 715,000,000	円 0	円 1,061,125,031	円 20,664,031	
第1項 補助金	0	325,461,000	325,461,000	715,000,000	0	1,022,911,000	△17,550,000	(仮受消費税及び地方消費税 1,819,716円)
第2項 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	38,214,031	38,214,031	

支 出

区 分	予 算 額					決 算 額	翌年度繰越額		備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増 減 額	小 計		地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額	繰 越 費 通 次 繰 越 額	
第1款 資本的支出	円 18,000,000	円 20,000,000	円 0	円 0	円 38,000,000	円 1,160,881,380	円 0	円 47,118,620	
第1項 建設改良費	15,000,000	0	0	0	15,000,000	1,140,881,380	0	44,118,620	(仮払消費税 及び地方消費税 54,157,843円)
第2項 企業価値還元	0	0	0	0	0	0	0	0	
第3項 投資	0	20,000,000	0	0	20,000,000	20,000,000	0	0	
第4項 予備費	3,000,000	0	0	0	3,000,000	0	0	3,000,000	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額99,756,349円は、過年度分利益繰戻留保資金96,128,270円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,628,079円で補てんした。

別表4

平成25年度損益計算書
(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

単位：円

1	営業収益			
	(1) 運航収入	986,493,542		
	(2) 運航雑入	<u>13,295,560</u>	999,789,102	
2	営業費用			
	(1) 一般管理費	5,920,260		
	(2) 運航経費	560,568,243		
	(3) 運航管理費	<u>360,726,999</u>	<u>927,215,502</u>	
	営業利益			72,573,600
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	3,250,549		
	(2) 他会計補助金	0		
	(3) 雑収入	<u>7,904,719</u>	11,155,268	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息	0		
	(2) 雑支出	14,108		
	(3) 雑損失	<u>0</u>	<u>14,108</u>	<u>11,141,160</u>
	経常利益			83,714,760
	特別利益			
	(1) 固定資産売却利益	147,225,685	147,225,685	147,225,685
	当年度純利益			230,940,445
	前年度繰越欠損金			<u>604,468,085</u>
	当年度未処理欠損金			<u><u>373,527,640</u></u>

別表5

平成25年度貸借対照表
(平成26年3月31日)

単位：円

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 船 舶	3,235,694,317		
減価償却累計額	<u>1,020,823,571</u>	2,214,870,746	
ロ 土 地		12,163,141	
ハ 建 物	736,894,008		
減価償却累計額	<u>279,652,076</u>	457,241,932	
ニ 構 築 物	225,828,370		
減価償却累計額	<u>186,190,875</u>	39,637,495	
ホ 備 品	32,263,488		
減価償却累計額	<u>17,910,770</u>	14,352,718	
ヘ 機 械 装 置	3,840,400		
減価償却累計額	<u>3,648,380</u>	192,020	
有形固定資産合計			2,738,458,052
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 電 話 加 入 権		757,600	
ロ その他無形固定資産		<u>3,695,840</u>	
無形固定資産合計			4,453,440
(3) 投 資			
イ 出 資 金		30,000,000	
ロ 投資有価証券		<u>200,078,000</u>	
投資合計			<u>230,078,000</u>
固定資産合計			2,972,989,492
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		674,302,698	
(2) 未 収 金		345,242,659	
(3) 前 払 金		551,232	
(4) その他流動資産		<u>1,000,000</u>	
流動資産合計			<u>1,021,096,589</u>
資産合計			<u>3,994,086,081</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債			
(1) 退職給与引当金		326,652,092	(引当金取崩し24,774,337)
(2) 修繕準備引当金		20,999,753	(引当金取崩し3,299,570)
(3) 長期借入金		300,000,000	
(4) 長期前受金		<u>1,722,911,000</u>	
固定負債合計			2,370,562,845
4 流 動 負 債			
(1) 賞与引当金		12,420,000	
(2) 未払金		91,932,114	
(3) 預り金		2,613,085	
(4) その他流動負債		<u>1,000,000</u>	
流動負債合計			<u>107,965,199</u>
負債合計			<u>2,478,528,044</u>

資 本 の 部

5 資 本 金			
(1) 自己資本金		1,855,650,000	
(2) 借入資本金			
イ 企業債	<u>0</u>		
借入資本金合計		<u>0</u>	
資本金合計			1,855,650,000
6 剰 余 金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	9,727,127		
ロ 工事負担金	800,000		
ハ 補助金	<u>22,908,550</u>		
資本剰余金合計		33,435,677	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	0		
ロ 利益積立金	0		
ハ 当年度未処理欠損金	<u>373,527,640</u>		
利益剰余金合計		<u>△ 373,527,640</u>	
剰余金合計			<u>△ 340,091,963</u>
資本合計			<u>1,515,558,037</u>
負債資本合計			<u>3,994,086,081</u>

別表6

平成25年度企業債及び一時借入金の概況

① 企業債

単位：円

区 分	期 首	未 償 還 高	期 中 増 加 高	期 中 償 還 高	期 末 未 償 還 高
政 府 資 金		0	0	0	0
公 庫 資 金		0	0	0	0
計		0	0	0	0

② 一時借入金

なし

別表7

平成25年度固定資産明細書

(1) 有形固定資産

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	減価償却累計額		果 計	年度末償却未済高	備 考
					当年度増加額	当年度減少額			
船 舶	2,767,244,083	1,127,249,937	658,799,703	3,235,694,317	23,508,361	625,859,718	1,020,823,571	2,214,870,746	
土 地	12,163,141	0	0	12,163,141	0	0	0	12,163,141	
建 物	811,456,618	0	74,562,610	736,894,008	13,280,333	51,065,006	279,652,076	457,241,932	
構 築 物	225,779,270	1,723,400	1,674,300	225,828,370	4,212,442	1,590,585	186,190,875	39,637,495	
備 品	36,304,242	6,460,248	10,501,002	32,263,488	1,239,364	6,795,471	17,910,770	14,352,718	
機械装置	3,840,400	0	0	3,840,400	0	0	3,648,380	192,020	
計	3,856,787,754	1,135,433,585	745,537,615	4,246,683,724	42,240,500	685,310,780	1,508,225,672	2,738,458,052	

単位：円

(2) 無形固定資産

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	当年度減価償却高	年度末現在高	備 考
電話加入権	757,600	0	0	0	757,600	
その他無形固定資産	4,157,820	0	0	461,980	3,695,840	
計	4,915,420	0	0	461,980	4,453,440	

単位：円

(3) 投 資

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	備 考
有明ホール振興株	10,000,000	20,000,000	0	30,000,000	
国 債	197,735,000	102,935,000	100,592,000	200,078,000	
計	207,735,000	122,935,000	100,592,000	230,078,000	

単位：円

熊本県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項及び第17条第1項の規定により提出された政治団体の収支報告書の要旨を同法第20条第1項の規定に基づき別冊のとおり公表する。

平成26年11月28日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治